

議案第 号

令和3年度

神栖市下水道事業会計予算



# 令和3年度 神栖市下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和3年度神栖市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水 洗 化 戸 数	17,037 戸
(2) 年 間 有 収 水 量	4,355,145 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 有 収 水 量	11,932 m <sup>3</sup>
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
公共下水道整備事業(汚水)	537,943 千円
公共下水道整備事業(雨水)	759,000 千円
公共下水道改築整備事業(汚水)	340,219 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収 入

第1款 下水道事業収益	2,053,464 千円
第1項 営業収益	752,854 千円
第2項 営業外収益	1,300,610 千円

## 支 出

第1款 下水道事業費用	1,799,837 千円
第1項 営業費用	1,700,773 千円
第2項 営業外費用	98,544 千円
第3項 特別損失	20 千円
第4項 予備費	500 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 452,844千円は、当年度分損益勘定留保資金 284,064千円、引継金 112,962千円、当年度利益剰余金処分量 55,818千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	1,608,571 千円
第1項 企業債	856,600 千円
第2項 他会計出資金	202,704 千円
第3項 他会計負担金	55,328 千円
第4項 他会計補助金	4,773 千円
第5項 国庫補助金	479,050 千円
第6項 受益者負担金	10,116 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,061,415 千円
第1項 建設改良費	1,683,819 千円
第2項 企業債償還金	377,096 千円
第3項 予備費	500 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道維持管理システム 保守点検等業務委託	令和 4年度から 令和 8年度まで	72,189千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道整備事業 (汚水)	493,900 千円	普通貸借 又は 証券発行	年利5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
公共下水道整備事業 (雨水)	362,700 千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |            |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 135,038 千円 |
|-----------|------------|

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成及び下水道整備のために、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、173,626千円である

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度利益剰余金のうち 55,818千円は、つぎのとおり処分するものと定める。

- (1) 減債積立金

令和3年3月 日提出

茨城県神栖市長 石田 進